

休業要請等協力金・感染防止対策支援金の手続について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第24条第9項に基づく休業等の協力の要請に応じて休業する店舗を運営する事業者（以下「事業者」という。）に対し休業要請等協力金を、休業要請等協力金の支給対象者のうち、ガイドラインの遵守を誓約した事業者に対して感染防止対策支援金を支給します。

1 対象者

以下の全てを満たす場合に支給します。

- (1) 串間市内に不特定多数の客が利用する施設を有する法人又は個人事業者であること。
- (2) 令和2年7月30日以前に法施行令第11条第1項第11号に定める遊興施設のうち、接待を伴う飲食店（以下「接待を伴う飲食店」という。）又は接待を伴う飲食店以外の飲食店で、店舗内又は敷地内（以下「店舗内等」という。）に飲食スペースを有するもの（以下「その他飲食店」という。）の運営を開始したことが確認できる者であること。
- (3) 令和2年7月30日に法に基づいて県が行った要請に応じ、令和2年8月3日から令和2年8月16日までの間、接待を伴う飲食店については休業した店舗を運営する者であること、その他飲食店については時間短縮営業等（営業は午前5時から午後8時までかつ酒類の提供は午後7時まで等）した店舗（時間短縮営業要請の対象とならない店舗は除く。）を運営する者であること。
- (4) 以下のいずれかに当てはまる者でないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
 - ④ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑦ 法人の役員等が上記①から⑥のいずれにも該当しないこと。
- (5) 串間市が別に定める交付申請書及びその添付書類を串間市に提出した者であること。
- (6) 感染防止対策支援金については、上記（1）から（5）までを満たす者のうち、ガイドライン等の遵守について誓約を行った者であること。

2 協力金等の額

休業要請等協力金及び感染防止対策支援金の額は以下のとおりです。

- (1) 休業要請等協力金
 - ・接待を伴う飲食店 1店舗あたり100,000円
 - ・その他飲食店 1店舗あたり 50,000円
- (2) 感染防止対策支援金
1店舗あたり50,000円

3 ガイドライン及び感染防止対策支援金について

ガイドラインについては、各関係団体が作成した業種別ガイドライン又は県が作成したガイドライン等を遵守してください。

また、感染防止対策支援金については、感染防止対策をさらに推進するため、手指消毒

用エタノール・マスクや非接触型体温計等の購入、仕切りのためのビニールカーテンの設置、従業員に対する感染防止対策のための研修などにご活用ください。

4 支給を受ける方法

以下の期間に必要な書類を商工観光スポーツランド推進課に提出するか、郵送してください。

(1) 受付期間

令和2年8月17日(月)～令和2年10月30日(金) (郵送の場合は当日消印有効)

(2) 提出書類

- ① 串間市感染症対策休業要請協力金等支給事業補助金交付申請書兼実績報告書兼誓約書
- ② 串間市感染症対策休業要請協力金等支給事業補助金請求書
- ③ 請求書記載の振込口座が確認できる書類の写し(通帳のコピー等)
※ 銀行、支店(出張所名)、預金種別、口座番号、口座名義(カタカナ部分)がわかるようにコピーしてください。
- ④ 営業の実態が確認できる書類
 - ・直近1期分の確定申告書の写し
 - ・税務署提出の開業届の写し又は法人設立届の写し(令和2年1月以降に開業した場合)
- ⑤ 食品衛生法に基づく営業許可書の写し
※ 令和2年7月30日時点で開業していない等、営業実態が確認できない場合や各施設を営業するのに必要な許認可・届出等の手続きを行っていない施設には支給できません。
- ⑥ 対象期間に休業又は時間短縮営業(営業は午前5時から午後8時まで、かつ酒類の提供は午後7時まで等)を行ったことが確認できる店舗等での告知、ポスター類の写真又はホームページの写し等
- ⑦ 店舗の外観及び内観の写真(飲食スペースが確認できるもの)
- ⑧ その他市が必要と認める書類
必要に応じて、後日追加で書類の提出をお願いする場合があります。

(3) 提出先

郵便番号 888-8555

串間市大字西方5550番地

串間市役所 商工観光スポーツランド推進課

※ 郵送される場合は、封筒に「休業要請等協力金交付申請書在中」とご記入ください。また、不着等を防止するため、簡易書留等で郵送されることをお勧めいたします。

5 留意事項

- (1) 所要の審査を経て、準備ができ次第、請求書に記載のあった口座に振り込みます。
- (2) 書類に記載の事項について、後日、串間市から確認や調査をさせていただく場合があります。また、虚偽の申立等により協力金等の支給要件を満たさないことが判明した場合には、協力金等を返還していただきます。

6 問い合わせ

商工観光スポーツランド推進課

電話 0987-72-1111 (平日8時30分～17時15分)